

PPAによる稲城市公共施設への
太陽光発電設備及び蓄電池導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月

稲城市

PPAによる稲城市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1 件名

PPAによる稲城市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業

2 趣旨

稲城市（以下、「市」という）は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み及び市のレジリエンス強化のため、市公共施設に太陽光発電設備・蓄電池・付帯設備を設置し、これについて運転管理、維持管理、撤去を行う事業者をプロポーザル方式により公募する。

3 参加資格

次に掲げる各事項を全て満たす法人とする。なお、共同企業体を結成し参加する場合は、すべての構成員が満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加意向表明時点で、市から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税、法人税、法人事業税、消費税、地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。また、手形交換所による取引停止処分がなされていない者であること。
- (5) 法人又はその役員が、稲城市暴力団排除条例（平成25年3月28日条例第3号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。ただし、現在登録がない場合は、本プロポーザルの二次審査通知後、速やかに登録の手続きを開始し、令和5年12月1日までに登録を終えること。

4 事業概要

事業者は、対象施設において、構造調査等を行い、市から行政財産使用許可を受け、太陽光発電設備、蓄電池等を設置し、事業期間において運転管理及び維持管理を行う。事業終了後、設備を撤去する。なお、事業の内容は別紙1「業務説明書」のとおり。

5 選定委員会

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、選定委員会設置要綱により選定委員会を設置し行う。

6 プロポーザル実施スケジュール

	項目	日程
事前準備	①実施要領の公表日	3月17日(金)
	②参加意向表明書提出期間	3月17日(金)から3月31日(金)午後4時まで
	③質問受付	3月17日(金)から3月31日(金)午後4時まで
提案・審査	④参加資格審査結果通知	4月10日(月)
	⑤質問回答	4月10日(月)
	⑥提案書提出期間	4月11日(火)から4月21日(金)午後4時まで
	⑦一次審査の結果通知	5月10日(水)
	⑧二次審査(提案説明会)	5月17日(水)
	⑨選定結果の通知	5月24日(水)(予定)

※ 参加意向表明者数によっては、一次審査、二次審査の日程を変更することがある。
その場合は、参加意向表明者に対して改めて通知する。

7 実施要領の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和5年3月17日～令和5年3月31日午後4時まで

(2) 交付場所

①市ホームページ

②稲城市役所3階 都市環境整備部 緑と環境課

8 参加意向表明書の提出

(1) 提出期限 令和5年3月31日午後4時まで【必着】

(2) 提出先 「17 本件担当」参照

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送は、書留郵便に限る)

(4) 提出書類 以下全て

提出書類	留意事項
①参加意向表明書	【様式1】
②誓約書・委任状	【様式2】

③会社概要書	【様式3】
④使用印鑑届兼委任状	【様式4】 ※東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録していない場合のみ
⑤共同企業体構成表	※共同企業体で参加する場合のみ必要
⑥履歴事項全部証明書	※東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録していない場合のみ
⑦印鑑証明書	※東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録していない場合のみ
⑧納税証明書	ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) イ) 法人事業税の納税証明書 ※発行から3か月以内のもの(写し可)
⑨財務諸表	ア) 貸借対照表(直近3年分) イ) 損益計算書(直近3年分)

(5) 参加資格の確認

参加意向表明書では選定は行わず、「3参加資格」の確認を事務局により行う。

(6) 参加辞退

参加意向表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、【様式8】「辞退届」を提出すること。

9 参加資格審査結果の通知

「8 参加意向表明書の提出」をした事業者について、市は参加資格を確認し、参加資格審査結果を通知する。

- (1) 送付日 令和5年4月10日
- (2) 送付方法 電子メール及び郵便

10 質問の受付期間及び提出・回答方法

- (1) 受付期間 令和5年3月17日から令和5年3月31日午後4時【必着】
- (2) 提出方法 電子メールにて提出すること。電話や来庁による質問には応じない。

提出先	メールアドレス midori-kankyous@city.inagi.lg.jp
	件名 「PPAプロポーザル質問書【事業者名】」
- (3) 回答方法 参加者からの質問事項を取りまとめ、令和5年4月10日に全ての参加者に電子メールにて回答する。

1.1 提案書の提出期間、提出先及び方法

- (1) 提出期間 令和5年4月11日から4月21日午後4時まで【必着】
- (2) 提出先 「17 本件担当」参照
- (3) 提出方法 (4) 提出書類①及び②は、持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）、③は、電子メール又は電子記憶媒体（CD-R等）で提出すること。なお、電子記録媒体については返却しない。

提出先 メールアドレス midori-kankyuu@city.inagi.lg.jp
件名 「PPAプロポーザル質問書【事業者名】」

- (4) 提出物 以下①から③のすべて。

提出書類	部数	留意事項
①提案書（正本）	1部	【ファイルに綴じて提出すること】 A4判、両面刷り、左上留め、カラー可、枚数は自由。
②提案書（副本）	1部	【ファイルに綴じて提出すること】 審査に使用するため、上記①正本の表紙及び全ページから事業者名が特定できる記述、画像等を除くこと。
③PDFデータ	1部	上記、提案書（正）・（副）のPDFデータ

1.2 提案書に求める内容

【別表1】の候補施設を対象とし、以下(1)～(5)のすべてを必須事項として、企画提案すること。

なお、提案内容は「業務説明書」の内容を踏まえたものであること。また、審査に当たり、市が追加資料や提案内容への説明を求める場合には、別途対応すること。

提案書作成にあたっては、以下の情報を参考にすること。

- ・【別表1】に記載する施設の竣工年、参考使用電力量
- ・いなぎ防災マップ（ハザードマップ）※市HPにて確認のこと。
- ・施設の建築基本図（平面図）
※交付方法は本プロポーザルの参加資格審査結果通知とともに案内する。
- ・屋上防水仕様（棟別の防水仕様）、契約単価の上限、一部施設の30分値の電気使用量の実績
※本プロポーザルの参加資格審査結果通知とともに案内する。

<事業実施方針に関すること>

(1) 事業実施方針

提案内容の基本方針・概要等を記載すること。

<設備の設置・維持管理に関すること>

(2-1) 設備設置計画

①設備・設置仕様

ア) 各施設における太陽光発電設備及び蓄電池の出力 (kW)・容量(kWh)

イ) 太陽光発電設備及び蓄電池の総出力(kW)・総容量(kWh)

ウ) 太陽光発電設備 (パネル、架台等を含む) 及び蓄電池の単位面積当たりの重量(kb/m²)

※寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

エ) 付帯設備の仕様

※寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

オ) 設置仕様 (架台の設置方法、耐荷重等)

※想定する太陽光発電設備及び蓄電池の設置方法を記載すること。

※太陽光発電設備は、建築基準法施行令第 39 条、82 条の 4、及び JISC8955、経済産業省令第 29 号に規定する風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対する耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
また、それを示す根拠資料(耐力試験の結果や当該製品の設計マニュアル等)を添付すること。

※第三者機関等による認定証や耐力試験の結果がある場合は添付すること。

※台風時等の突風による吹き上げや地震等の振動による設備の移動、飛散、脱落、浮き上がりへの対策がある場合は、併せて記載すること。

②設計図

ア) 平面図

※設置場所、設置部分の寸法・面積、メンテナンスや消防活動のための通路幅等が分かるように記載すること。

イ) システム構成図

※平時及び災害時(自立運転時)に使用できる設備、仕様が分かるように記載すること。

③設置方法

ア) 工事の工法

イ) 工事の安全面・騒音対策等

④工程表及びスケジュール

※工期だけでなく、補助事業の申請、各種法令の規定に基づく届出等の手続き、

市との協議も含め、事業実施に必要な工程、スケジュールを記載すること。

⑤災害時（自立運転時）に使用可能な設備

ア) 災害時の利用、操作方法（災害時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

イ) 災害時用コンセントの設置場所、個数

ウ) 自立運転時に蓄電池から使用可能な出力(kW)

エ) 自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力(kW)

オ) 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力(kW)

※併せて、災害発生時に安定して使用可能な設備であることを示すこと。

(2-2) 保守点検及び維持管理計画

①設置等の運転管理及び維持管理方法、管理上の視点等

②運転期間における維持管理の実施体制、スケジュール、設備の交換時期等

※各種法令の規定に準拠していることが分かるように記載すること。

(2-3) 想定される温室効果ガス排出量削減効果

①設備による総発電量(kWh/年)

②施設への総供給電力量(kWh/年)及び自家消費率(%)

③施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法

④施設の温室効果ガス排出量削減効果(kg-CO₂/年)

※発電量の算定にあたっては、設備利用率の設定根拠を示すこと。

※施設への供給電力量（自家消費量）の算定にあたっては、別途、市より交付する数施設における30分値の電気使用量の実績を参考にすること。

※温室効果ガス排出削減量の算定にあたっては、係数は0.447[kg-CO₂/kWh]を用いること。

<業務遂行能力に関すること>

(3-1) 事業実施体制

本事業に携わる人員体制と役割、実施体制、資格・経験等。

※設備の故障、緊急時や災害発生時の対応体制も示すこと。

※以下の資格を有する者を含め、資格を証明する書類を添付すること。

・建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士

・電気主任技術者

(3-2) 事業資金計画

設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去、保険料等のための必要経費、売電収入や補助事業による資金調達等の収入、事業期間における収支を記載すること。

※各経費、収入の内訳も記載すること。

※設備等の一時移設を伴う市による防水工事等は、運転期間中、施設で各1回実

施することを前提として記載すること。

※運転期間中の施設廃止、改築等はないものとして記載すること。

(3-3) 事業期間におけるリスク対策

設備の故障等に対する損害保険の適用範囲や補償内容、設計・工事等の履行に係る保証及び維持管理費用の増大、天災等の不可抗力の維持管理期間におけるリスク保証、市や第三者に対する賠償等、事業期間において発生が想定されるリスクに対しての対策、補償方法を記載すること。

(3-4) 類似の事業履行実績

過去5年間（平成30年度から令和4年度）に、本事業と類似した事業（「太陽光発電設備等の設置調査業務」、「太陽光発電設備等の設備設計業務」等の履行実績を有する場合は、記載すること。

※契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

(3-5) 市内事業者の活用

本事業における下請け業者等の選定は、市内事業者を優先して選定することとし、市内事業者を活用する場合は、業務内容・役割を記載すること。

<契約単価等に関する事>

(4-1) 単価契約

市が、施設に供給された電力使用量に応じて支払う契約単価(円/kWh)

※ 契約単価の上限は、本プロポーザルの参加資格審査結果通知とともに交付する。

※原則、事業期間中一定額とする。

※消費税相当額を含まない金額を記載すること。

<本事業を活かした独自提案に関する事>

(5-1) 環境教育に寄与する提案

環境教育に寄与する独自提案を記載すること。

(5-2) 稲城市の特性を活かした提案

稲城市の特性を活かした独自提案を記載すること。

13 審査方法および審査基準

(1) 審査方法

審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（提案説明会）の二段階で実施する。

①一次審査（書類審査）

提案書の書類審査を行い、二次審査の対象者を3者程度に選定する。

一次審査の結果は、令和5年5月10日までに電子メール及び郵送により通知する。

②二次審査（提案説明会）

二次審査の対象者について、提案書のプレゼンテーション、および提案内容に関する質疑応答を行うため、提案説明会を以下のとおり実施する。

説明に用いる資料は、12により提出された提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。ただし、プレゼンテーションのためにスクリーンに資料を投影する場合は、提案書を要約したものを使用することを可とする。この場合は、スクリーンに投影されている内容が、提案書のどの部分の要約となっているか容易に分かるように対応ページ番号を表示させるなどしたうえで、PDFデータを提出すること。

なお、スクリーンは市が用意する。プロジェクター及びパソコンについては、各者にて用意すること。なお、プロジェクターについては、市が用意（機種EPSON EB-W06）した物を利用することも可とするが、機材にトラブルがあった場合も含め、市は使用に関して一切の責任を負わない。

実施日	令和5年5月17日
会場	稲城市役所4階 議会会議室
時間配分	プレゼンテーション20分、質疑30分（50分程度）

※説明開始時間、集合場所等の詳細は、一次審査結果通知で案内する。

③候補者の選定

一次審査及び二次審査により、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答を総合的に評価した結果、最も高い評価を得た事業者を本件契約の相手方となるべき候補者に選定する。

ただし、審査の結果、一定の評価を満たす者がいない場合は、候補者を決せず、再度提案を募集することがある。

また、候補者との交渉が整わない場合は、選定結果の次点者を契約候補者とす。審査結果（順位）は、選定結果通知に記載する。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき、採点方式で審査する。

【審査基準】

審査項目	審査の視点
<事業実施方針に関すること>	
(1) 事業実施方針	本事業の目的を踏まえたものか。
<設備の設置・維持管理に関すること>	
(2-1) 設備設置計画	他提案と比較して、太陽光発電設備の総出力、蓄電池の総容量が大きいか。
	設備は、関係法令及び条例の規定する風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造となっているか。また、それがわかる根拠が示されているか。
	システム構成は、平時及び自立運転時に使用できる設備容量が明確か。また、発電した電力は当該施設に優先して供給する提案か。
	設置工事にあたり、施設利用者や近隣住民への配慮があるか（安全面や騒音、工事時間、施設利用の阻害等）
	工程表及びスケジュールは、期日までに設備設置工事を完了させ、運転を開始する無理のないスケジュールか。
	災害時（自立運転時）に使用できる設備は、利便性があり、電力の確保に資するものになっているか。
(2-2) 保守点検及び維持管理計画	保守点検や設備管理の視点・方法、設備交換の頻度や時期、実施体制等は、法令を遵守したもので、設備の安定的な運転、維持管理ができているものか。
(2-3) 想定される温室効果ガス排出量削減効果	温室効果ガス排出量削減効果の測定・検証方法は、具体性・妥当性・実現性があるか。（一般的で信頼性がある方法か。）また、温室効果ガス排出量削減効果は、他提案と比べて大きいか。
<業務遂行能力に関すること>	
(3-1) 事業実施体制	事業実施に適した人員・管理体制はあるか、役割は明確か。（求める資格を有する者が含まれており、適した役割を担っているか。）
	緊急時や災害発生時の対応・安全管理体制は整っているか。

(3-2) 事業資金計画	必要経費（工事費、維持管理費等）、資金調達（補助金、売電収入等）の内容に具体性・妥当性・実現性があるか。また、投資回収ができる提案となっているか。
(3-3) 事業期間におけるリスク対策	事業期間におけるリスクについて対応できる提案となっているか。（設備等の故障、設計・工事等の不履行、維持管理費用の増大、天災等の不可抗力等、発生が想定されるリスクに対して、適切な保険に加入する等、補償方法が明確に示されているか。）
(3-4) 類似の事業履行実績	類似の事業履行実績及び専門的な知見・知識を有しており、それらを活かした提案がなされているか。
(3-5) 市内事業者の活用	事業実施にあたり、市内事業所の活用に配慮があるか。
<契約単価等に関する事>	
(4-1) 契約単価	他提案と比較して市に有利か。
<本事業を活かした独自提案に関する事>	
(5-1) 環境教育に寄与する提案	具体性・実現性があり、施設での環境教育に寄与する提案か。
(5-2) 稲城市の特性を活かした提案	具体性・実現性があり、稲城市の特性を活かした提案か。

14 審査結果の通知

審査の結果は、令和5年5月24日までにメール及び郵送により通知する。

15 協定の締結について

選定した事業者と市が協議し、本件に関わる仕様を確定したうえで協定を締結する。

16 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約等について

- ・本プロポーザルは、契約を締結する候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・契約書作成の要否：要
- ・当該事業に直接関係する他の業務の委託契約を当該業務の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

- (3) 提出物の作成に関わる費用について
 - ・本プロポーザルへの参加、提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (4) 記載内容の変更について
 - ・参加意向表明書及び提案書の提出後の差し替え、記載内容の変更は認めない。
- (5) 提案者の失格について
 - ・参加意向表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (6) 参加意向表明書及び提案書の取扱い等について
 - ・提出された参加意向表明書及び提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。選定以外の目的には使用しない。
 - ・市は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

17 本件担当

稲城市 都市環境整備部 緑と環境課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111

電話 042-378-2111（内線 354）

電子メール：midori-kankyous@city.inagi.lg.jp